

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2326号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



残暑

もくじ

活 政 情 随 情 報

動 策 報 想 報

自治大臣と町村長代表との懇談会……………(11)

国庫補助負担金の整理合理化で意見書「地方分権推進委員会」……………(10)

カプセルNOW & NEW……………(9)

上海市・嘉定区の藤公園……………(8)

岡山県町村会長・和気町長 藤本道生……………(7)

政策リーダー……………(6)

閑話休題

平成七年七月に任期五年で発足した分権委はもう一年延長となった。八月八日には総理に「意見」を提出したが、今後の検討課題とし、「合併の推進」が強く要請されている。合併特例法が施行されて自治体側も努力中であり、分権委が具体的に何を審議するのは必ずしも定かではないが、官邸も与党も極めて強い推進の意向である。

その背景には、介護保険の実施などに伴う広域化の要請もあるが、何より、国地方を通じる

個別法による仕事の義務づけ

付金を配分するといふ

財政危機がある。地方交付税制度も破綻に近い。現行は、どんなに小規模な自治体でもワンセットで仕事をさせる財源補てんの仕組みとなっており、これは小規模自治体の数が多いだけ、必要な財源がかさむことになる。

しかし、根本は、地方交付税制度自体にあるのではなく、各省庁が、個別法で自治体に仕事を義務づけていることにある。これにはナショナルミニマムとか全国的な統一性・公平性の確保という大義名分がついて

いる。自治体側からすれば、国が仕事を義務づけるなら、それに必要な金は保証すべきであるということになる。

実は、分権委は、個別法の義務づけ規定を見直したわけではない。個別法の規定を「しなければならぬ」「できるものとする」から、「できるだけ」「できる」とへ変更し、自治体の選択の幅を拡充し、その分はできるだけ地方税でまかなえるように国税と地方税の再配分を行い、それでも財源が不足する自治体に交付税交付

風を考えるべきである。仕事の義務づけをそのままに置いて、あたかも交付税が自治体の財政を放漫にさせているか合併の促進を阻害しているとかの論を唱える「有識者」(不見識者)がいるが、改革のターゲットは個別法による仕事の義務づけである。これは、長い間の「格差是正」の考え方を見直すことにも通じている。第二次分権改革は必至である。

(千葉大学教授・東京大学名誉教授

大森 彌)

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

町村長代表

西田自治大臣と意見交換

自治大臣と町村長との懇談会で



全国町村会館で開催された自治大臣と町村長との懇談会

自治大臣と町村長との懇談会が八月十日、正午より全国町村会館で開催された。

この懇談会は町村長と自治大臣が重要政策課題についての意見交換を行う目的で開催されたものである。

懇談会には自治省側から西田自治大臣のほか、中谷総括政務次官、荒井政務次官、一橋事務次官、香山官房長、林総務審議官、中川行政局長、嶋津財政局長、石井税務局長、鈴木消防庁長官等が出席。町村長側は、全国町村会から山本全国町村会長、佐々木・宇都宮両副会長、平野政務調査会行政部会長、衛藤同財政部会長、林田同経済農林部会長が出席し、山本会長及び西田自治大臣のあいさつの後、渡辺全国町村会事務総長の司会により当面する町村の行財政課題等について活発な意見交換が行われた。懇談会における主な発言要旨は次の通りである。

1、開会あいさつ

全国町村会長
山本文男（福岡県添田町長）

二度目の大臣就任を心からお祝い申し上げます。大変お忙しい時期にもかかわらず、大臣以下自治省の幹部の皆さん方に私どもとの懇談会のためにお越しいただきありがとうございます。厚く御礼申し上げます。また、大臣には平素から私ども町村に対して大変深いご理解をいただいております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

まず最初に、今日私は大蔵省に一時間くらいおりました。この前の税調で、ある委員が交付税に関して大変厳しい意見を出しており、こんなことがどんどん通っていくと、私どものような町村は運営上大変影響を受けることになると思ひまして、主税局長と約一時間くらい議論しましたが意見が合いませんでした。もう少し交付税というものに対して、それから地方自治というものに対して理解をとにかく深めていただき

活 動



山本全国町村会長(中央)

い、地方自治というのはいったい何なのかという議論もしなければならぬだろうが、交付税というのは、東京に住んでいようが田舎に住んでいようが法律上における利益が同じで共通していなければならず、そのために不足するものを補うものだと理解しています。ところが向こうもなかなかございまして、「この人だけじゃない、みんなそう言っているのです」と言って議事録を出してきました。そういうふうなことがまかりとおるといふようなことになると私もとしては大変です。みんな協議をした上でまたどうするかご返事しますと言って分かれてきました。が、そういうような厳しい状況下にあるということを知りました。おそらく自治省の大臣以下幹部の皆さん方が大変苦労なさっているのではないかと頭が下がる思いがしました。どうぞ一つ町村がこれからもやっていけるように最大の努力をしてくださるよう最初に申し上げます。

次は、市町村の合併についてであります。市町村の合併についてだんだん声が高くなつてまいりました。今、合併をするために、どういう根拠が解りませんが、人口三万人でもいいということまで言われておりますが、そうすると今現在三万人を超えている町村はどうするのかということになっていきます。これは少し考え方が現実からずれているのではないかと思います。実は私の県で各町村長の意見を聞きまして、一番多いのは平成十七年の三月三十一日までに合併することはできない、それ以降に考えたいというもので、これは要するに合併はしないということなんです。平成十七年というのは時期尚早であり、それ以降に将来について考えてみたいという言い方をしているのが大半でございます。中には合併の協議会を設けているところもあり、これからどんどん皆さんと協議をして合併機運を高めていかななくてはならないと思っておりますが、全体を見ると大半は合併を考える時期ではないという意見です。合併をせざるを得ない理由というものがまだ周知徹底されていないところがあるような気がいたします。それからもう一つは、県で推進要綱を作ることになっていますが、下手なパターンを作ると合併の障害になる恐れがあります。それからま

た、合併したらどういうメリットがあるのかというのもございませう。自主的に合併を行うべきであるが、自主的に行うにしてもまだまだ、なぜ合併を行わなければならないのかという啓蒙が少し欠けているのではないかと感じましたので、そういうことでご検討いただければと思います。

次に介護保険でございますが、介護保険について十月から保険料をもらうことになっていきます。私も七二の市町村で広域連合を作っていますが、保険料を徴収する通知書を送りましたところ問い合わせがずいぶんたくさんありました。初めてだからこういう問い合わせがあるのはある意味あたりまえなのですが、極めて基本的というか素朴な問い合わせがたくさん来ています。あえて言えば私どもの説明不足から起こるものばかりで大変申し訳ないと思っております。常々広域連合の職員にも周知徹底だけはやってくれよと言っており、各市町村でそれぞれやっておりますがそれで周知されません。これから介護保険制度のことを皆さんに解っていたくにはどうしたらいいかというのが課題のような気がしました。

それからもう一つ介護保険制度で私どもが一番気になるのは、費用全体の二五％を国が負担することになっていきますが、そのうちの五％が財政調整金ということになっていきます。いまは予定している額より少し低いのですが、来年の一月以降はか

なり増額になるのではないかと思います。従って本当の意味での財政調整金の五％が活かされてくるのは来年以降になると思っていますが、これが枠内の二五％の中に入っていると本当の意味で財政調整にはならないと思います。だから二五％の国の負担はそのままにしておいて五％の二、〇〇〇億くらいを枠外で財政調整していただけるようこれからも国側で考えていただきたいと思いますところがございます。それから介護において機器をたくさん使えるように助成を行っていただきたい。私どもの所では携帯電話のようなものに自分の受け持っている要介護者の情報を全部打ち込んで、実施したらプリントできるような機器を持たせています。これが一台五万円くらいかかります。これ一台持っているのとホストと繋がっているの請求書まで全部発行できるようにしているが、認定用の機器もありますし、こういうものを充実させるための助成をしてやる必要があるのではないかと考えています。

次は国保事業でございますが、国保についてはご存じのとおり毎年一般会計から繰り出しているのが三、〇〇〇億くらいあるんですが、それでも一、〇〇〇億程度の赤字収支になっており、合計しますとトータルで四、〇〇〇億の赤字を毎年抱えることになっていきます。しかもこの十月から介護保険を国保に上乗せすることになっており、下手をすると徴収率が落ちるのではないかと心配してい

活 動

ます。国保事業は根本から見直す時期が来たのではないかと思えますのでお汲み取りをいただければと思います。

最後に住民訴訟では大変ご迷惑をおかけしております。中間的な報告を私どももいただきました。どうやら個人に対する訴訟はこれを改正していただいて全部行政機関がこれを受けるとにしたいということと地方制度調査会の方で検討いただけたということをお願いしました。ぜひ一つお願いしたいと思えます。ただ中には住民に幅広く参加させて監査をやってもいいんじゃないかというご意見もあるようですが、それに対して抵抗感を感じる人もあるようです。これは皆さんによく説明し、納得いただくということが大事かもしれません。

自治大臣 西田 司

二度目の自治大臣を拝命した西田司です。地方行政の最前線において日頃から地方自治の発展のためにご尽力をいただいている町村長の皆さん方に心から敬意を表する次第であります。

本年四月一日地方分権一括法が施行され、地方分権はいよいよ現実の歩みを始めました。地方分権推進法が一年延長されたところでございませぬ、自治省といたしましてはこの分権改革の定着と一層の進展を図る

ため今後とも強い決意で皆様方のご理解もいただきながら取り組んでまいりますと考えております。こうした中、地方公共団体においては分権型社会を担うにふさわしい簡素で効率的な行政体制の整備が一層求められております。今もかなり力をいれてお話がありましたが、市町村合併については、私はこれは時代の変化というかこれからの二十一世紀を考えたときに避けて通ることのできない重要なテーマであると考えております。国、都道府県、市町村が一体となつて積極的に取り組んでいきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。このことについては基本的には自主、自立、住民本位という考え方は私も全く一緒であります。ですからそのことによつて国が強圧的に合併するのだという考



西田自治大臣(中央)

え方は毛頭持つておられないわけでありませぬ。ただ、かれこれ四十年ほど経ちましたけれども私もかつて市町村長をやつた経験があります、特に高度経済成長期の中でどんどん進んでまいりました、今また一つの大きな時代変革に直面してきています。市町村のありようやそういう変化の中でどういうことを目標にやっていくかということとは我々政治や行政に携わる者として、避けて通ることのできない課題ではなかるうかと、思つておるわけでございます。

また一方、お話にもありましたが、地方財政が極めて厳しい状況にございます。これは今まで市町村においてもこの問題については県が解決してくるのではないかと、あるいは国が何とか始末をつけてくれるのではないかと、いやや依存型の空気もなきにしもあらずであつたわけですね。ところが国と地方の財政を見たときに、いま国民預金が一、三〇〇兆円といわれておりますが、大体その半分の六四〇兆円の国と地方をあわせ

た借金があるということから考えると、これからも依存型をやつて行くだけの力が国にあるのか、そういうことを考えると、いろいろ批判もありますが、引き続きこれらを立て直していくために地域経済の建て直し、景気を自律的回復基調に乗せていくことなど、森内閣もそういうことを一つの目標としてやつていられるわけでありませぬ。だから地方財政の問題についても合併の問題においても

そういうことを視野に入れながら

どう進んでいくことが間違いない将来をつくることになるのか、また住民が本当に安心して生活できるような国家社会、地域社会をつくるていくのかということになってくるのではなかるうかと、こう思つております。

交付税についてもございましたが、交付税の算定方法の基準などは是正や改善をその時々の中の変化に伴つてやつていかななくてはならないと思つております。しかし、交付税というものの根っこから、これはおかしんじゃないか、あるところからないところへ金をばらまくなつていくことはおかしんじゃないか、というのには私は賛成ができません。この問題は財政のみならず地方自治の根幹にかかわるものだと思つておりますのでこれらはぜひ自身の改善を図りながらやつていかなければならないものだと思つております。

続いて地方税に関しましては先般政府税制調査会の中期答申がとりまとめられたところでありますが、この答申の方向に沿つて個人住民税の充実や固定資産税の安定的確保など地方分権を支える地方税財源の充実確保にさらに邁進していかなくてはならないと考えております。

また先般情報格差を是正し、地域住民の利便性の向上を図るなど地域における情報化施策を積極的に推進するため地域IT推進本部を自治省内に設置したところであります。

以上当面する諸課題について、簡

活 動

単に申し述べました。今後とも活力ある地域社会の発展のためにここで力を入れてお話ししたいのです。国は国、県は県、市町村は市町村という縦割りのなことでは今後本当に地方や地域で生活される人たちは、介護のお話も出ましたが、関係もしかり、医療や教育もしかりでありましょうが、そういうことはお互いが連携をとりながら少し言いにくいことや耳障りの悪いことでもお互いに率直に意見交換をしていく中でどういった方向を見いだしていくかということではなければ新時代に対処することはできないだろうと思っております。本日ご出席の皆様方の益々の健康と活躍、それぞれの地域社会の発展をお祈りを申し上げます。私のごあいさつといたします。

2、懇談

全国町村会副会長

宇都宮象一(愛媛県宇和町長)

基本的には町村合併の問題が町村にとつて大きな課題であります。全国町村会としては真に住民が望む自主的なものということであるという点と検討している段階であります。特に私も懸念いたしますのは、交付税などの財政的な措置によってやむを得ず合併ということにならないかということでありまして、例えば四〇〇〇人未満の町村に対する交付税算定基準が変わって大幅な減額になつているところがあるという実態があります。こつこつたことに

なつていくと町村自体が自主自立ができなくなるような状況に追い込まれては困るということが一番頭にありまして、どうか財政的なものも含めまして自主自立の精神が活かされるような町村合併に対するご指導をいただきたいと思っております。

次に、国の方では来年から一府二省庁と大幅な省庁再編が行われますが、仄聞いたしますと地方の出先機関に非常に権限を移譲していくというようなことも聞いております。二省庁と大幅な省庁再編が行われますが、仄聞いたしますと地方の出先機関に非常に権限を移譲していくというようなことも聞いております。二省庁と大幅な省庁再編が行われますが、仄聞いたしますと地方の出先機関に非常に権限を移譲していくというようなことも聞いております。

全国町村会副会長

佐々木隆人(北海道えりも町長)

私から二点お話し上げたいと思っております。まず合併の問題ですが、全国で一番合併が推進しにくいのは北海道ではなからうかと考えております。全国の町村の平均面積が一・六km²ですが北海道の場合は約三・四倍の三・九四km²でございます。北海道の場合は非常に面積が広くそういうところが最大のネックになるわけでございます。町村会としてアンケート調査しましたところ、一七八町村ありますが六〇％は合併に賛成であるという答えをいただいております。ところが道が九三の具体的なパターンを示しましたが、その結果賛成は三〇％に減りました。それはやはり面

積が非常に大きくなり、東京都や大阪府より大きな町村ができるというようなことが原因ではないかと思っております。町民が役場に行くのには一時間か限度であろう、そうすると半径四〇kmが限界であると思つていられるわけですね。そういうわけで道という話し合いを持つていられるところでありまして、道は六月の定例議会に合併推進要綱案を提示しようという考えでしたので、私は「合併の当事者は町村なのだから全町村に説明し、意見を聞く機会を持たなければ民主的な手順にはならない」といつて待つてもらいました。一四支庁の地区町村会を対象に道から説明をしてもらい、それぞれ意見を求めていられるところで、あと二、三回やりまして地区町村会との話し合いが済むというところまで進んでおります。

従つて九月には北海道としての合併推進要綱案ができるというふうに考えておりますが、何と云つても北海道の場合は面積がネックになつておりまして、今後どのように推移するか予断を許さない段階でございますのでこつこつた事情についてご理解をいただきたいと思つております。

次に税財源の問題であります。地方分権の推進に伴いまして地方税財源の充実確保はますます重要な課題であると考えております。私も町村会といたしましてもこれから地方分権時代にふさわしい町村税財政制度の確立を目指しまして町村の立場からそのあり方の検討を行うために検討委員会を去る七月二十八日

に立ち上げ、いま鋭意取り組んでいられるところでございます。何と云つても結論的にはどうしても地方交付税に行き着くわけでありまして、政府税調あたりではこのことについて厳しいことを言つていられるようであり、かねてから中央で上げた利益を地方が略奪していくというような厳しい意見もあることを承知しております。しかし、国と地方は一体となつて国民のための行政を進めていくわけでありまして、国が決めた枠組みに従つて私も国民のためにいられるやうなやり方でありまして、国から交付税という形で交付されるのは当然のことだと考えているわけですね。略奪しているというふうな考えについてはぜひこれを払拭していただかなくてはならないと思つていられるところであります。

それから地方税の関係ですが、町村の基幹税であります個人住民税を一層充実していただきたいのと、固定資産税についても安定的確保の方向でよろしくお願いしたいと思つております。また道路特定財源を一般財源化するとの方向で検討すべきという意見が出ていられるようでございますが、これも受益者負担の観点から、また道路整備の必要性からこの制度はぜひ維持していただきたい。地方はまだまだ道路整備が必要でありますのでご理解をいただきたいと思つております。

西田自治大臣

自治省の方でもそういう方針・方

向に向かっている角度から検討を進め、方向を定めているところであります。もし皆さんの方から話のあったことに対して話があるようならお答えしてください。

嶋津財政局長

冒頭に宇都宮町長さんの方から交付税の算定、段階補正の関係だと思いますが、それと合併問題との結びつきについてみたいなきことをご意見としていただきました。これは繰り返し申し上げておりますので長くは申しませんが、交付税の算定の簡素化ということで分権推進委員会の答申等も踏まえてやっていることとございまして、私もはむしろ交付税制度を守るためにはやはり算定の合理化というのは避けて通れないと考えておりまして、こういうふうな是正に伴い適応された団体において例えば今年保健衛生費や老人保健福祉費や社会福祉費について段階補正の是正をしました。交付税の基準財政需要額はその費目の決算の一般財源充当額を上回るというのは、これはやはり周りから指摘された時に需要額の方が決算を上回るといような算定をそれぞれの費目についてしている、交付税制度はそれではもっていかないだろうと思っております、そういう点でこれからもある程度算定の合理化、制度を守るためにも算定方法の合理化は進めて行かなくてはならない。また会長からも話もございましたが、国土保全、森林を守るとかそういう行政も大事だ

と思うので我々も交付税の費目で相当毎年重点的に算定をしてきているわけがございますので、そういうこともそれぞれの団体で理解していただいてそういう施策に結びつけていただく。ある程度の期間それで検証してみてもやはり決算と交付税の費目の整合性を確保して行かなくてはならない。そういうことの繰り返しで交付税制度をより良いものにしていくということをやらなければならぬと思いますので、合併を進めるために四、〇〇〇人未満の団体をいじめるんだというような説を外に向かって言うこと自体地方財政にとってはあまりプラスにならないと思っています。

中川行政局長

最初に、会長さんの方から三万市の話がございました。皆さんご存じのとおりですが、かつて三万でも市になれるという時期がございました、特に戦後の大合併の二十九年から四十一年くらいまでは合併をする場合は三万市ということで市の要件がありました。過去にも例がございました。特に最近の状況としましては、たとえ都市部でも人口がなかなか増えていかないという状況の中で、なんとか三万を超えて市になるのであれば合併を前向きに考えてもいいという地域もかなりできてきておりまして、特に離島など他の地域とくっつきようがない場合は特にそういう要望が強く、こういう要望を受けて自民党を中心に党の方でいま考

えておられるということなので我々としてはその状況を見守っていききたいなと思っております。ただその中には来年の四月に合併をしたいという町村もございましてその話が進むのであればかなり急いで進展するのではないかと気がいたしております。

それから、いま各都道府県で要綱を作っていたれておりまして大半の都道府県では年内を目途に発表していただくということである努力をさせていただいております。その中であつて、かねてより町村会の皆さん方の要望の中にもございましたが、やはり当事者である市町村のご意見を充分聞くようにということで、いま佐々木副会長さんが仰ったように各都道府県で市町村の意見をできるだけ聞くという形を織り込んでやっていたらいいように思っています。

それから面積の話がございました。北海道は特に面積が広いためになかなか合併できないという意見があることは十分承知いたしております。昭和の大合併の時も北海道は他の地域に比べて合併がなかなか行われなかったということもございました。面積がネックになったというのはおそらくそのとおりだろうと思っております。ただ、当時と比べて道路事情・交通機関などの発達は大きく変わっておりますし、ＩＴ革命と言われるようにいろんな情報機器を活用した行政展開ということもできるわけですので、必ずしも面積というの

は合併の大きな阻害要因になるとは思っておりません。そこを克服して合併を考えていただくというのが、北海道をはじめとする関係地域の課題ではないかと思っております。もちろん支所や出張所を設置している面積が広い部分をカバーするということも考えられると思っております。

それから宇都宮副会長の方から地方出先機関の権限のお話をいただきましたが、これは中央省庁の再編に伴って特に国土交通省などは地方整備局といつかなり大きな権限を持つた出先機関を持ちますが、現在我々が承知している限りでは従来の国が持っている権限を中央でやるか地方でやるかということでありまして、地方の権限を吸い上げてそちらでやらせるということは一切考えてないと聞いております。ただ分権の時代でありまして今の権限配分に満足することなく更に権限移譲していただきたいと考えておりますが、来年の一月の施行後どのような動きになっていくのか我々としても関心を持って見守っていきたくと思っております。

このあと本会政務調査会の各部長からそれぞれ次のテーマについての発言が行われた。

政務調査会行政部長

平野 博（宮城県柴田町長）

私の町は早くからバリアフリーに取り組んでおり、多額の経費をかけ

活 動



町村長側出席者 右側より衛藤財政部会長・平野行政部会長・宇都宮副会長・山本会長・佐々木副会長・林田経済農林部会長・渡辺事務総長

て駅のプラットフォームやエレベーターなどの施設を整備したが、電車そのものが二段の踏み込み式のままで改善されず困っている。それから都市と地方の財政問題について、都市の税収を地方にばらまいていると言ふ発言もあるが、地方で得た利益を東京本社に集めたにすぎず、地方に循環させるのは当然のことと思う。税制その他のすべてについて都市と地方を対立させてはいけないと思うのでよろしくお願いしたい。

政務調査会財政部会長 衛藤龍天（大分県久住町長）

私からは税財源問題について申し上げます。税源の乏しい町村にとつて地方交付税制度はますます重要と

なつてきますが、算定基準等は大臣がおっしゃるとおり時代にあわせて対応して行くのは当然と思います。ただ交付税というのは一般にはあまり知られていないので、制度の本質を性格に啓蒙することが大切だと思います。それから株式の譲渡益については、既定方針どおり申告分離課税で、また、ゴルフ場利用税については充実強化でお願いしたい。また、環境税という議論もありますが、農山村のもつ公益的機能をきつちり評価して国民の理解が得られるようにしていただきたい。

政務調査会経済農林部会長 林田 敦（宮崎県西郷村長）

一言申しあげたいのは、地方交付税の問題です。時代の変遷と情勢の変化に対応して交付税の中身を改善して行くことは当然のことだと思いますが、町村と都市との関連で、人口一人当たりどれくらい交付税が交付されているかという物差しで見ると非常に問題がある。

町村は面積の九割程度は森林であり、森林を育て国土を保全しているという大きな役割を果たしている。このため、交付税の見直しに当たっては、面積（森林）に重きをおいて試算する必要があります。

また、林道等思い切った整備が必要であり、道路並みの維持費を交付税の算定の中に入れて行く必要があります。

3、閉会あいさつ

西田自治大臣

私も会議・会議と続けているわけですが、今日は町村会の代表の皆さんと膝をつき合わせて、率直なご意見をいただきました。私の方も気に入る、気に入らないは別として率直に意見を申し上げた。そういうことで今日の会議は私は非常に有意義なものであったなと先ほどから思っているわけでございます。我々の手の届かない問題等もございました。それからまた私たちが不転転の気持ちで将来を考えていることもご理解をいただきたいということもございまして、時にはこういう会議を持ち、皆さん方と意見交換をしながら当面の課題を解決していくようにぜひお願いしたい。それから平野さんから発言のあったことは私が常日頃考えていることと全く同じで、都市と地方というのは考えてみたら、やはりまず都市に人が集まり、仕事が集まり、そして結局金が集まる。だからだんだん人が集まってくる。均衡ある発展を考えると地方というより国の一つの最大の課題であるという印象を持ち、今後皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

山本全国町村会長

大臣以下皆さん方にはお忙しい中ありがとうございます。しかも今

日は有意義な懇談会ができました。私が言ったことでご理解いただきたいのは、今日大蔵に行つたのは私が進んで行つたのではなく、向こうが来ると言つたから表敬の意味で私が行つたということです。

もう一つ町村合併のことで、三万人以下の市が七〇いくつかあります。三万以下になつたところはなぜ市からはずれないのか。そういうところは町なり村なりにもどるといふことでないと制度としておかしいのではないかと思ひます。

それからもう一つは十七年以降はどうなるのかということですが、いにくいでしょうがある程度ニューアンスを含めた説明をしないと合併の促進の障害になると私は思ひます。それをちょっと申し落としておりましたので、お考えの中に入れてください。

いずれにしても私も全国町村会は皆一致協力をして努力をして参ります。せっかく今日大臣が私どもに有意義な話をいただきましたので、これを旨にして努力していく所存であります。ご迷惑をかけることもあるかとおもいますが適切な指導をくださるようお願いいたします。本日の皆さん方のご厚意に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

地方分権推進委員会

国庫補助負担金の整理合理化で意見書

地方分権推進委員会（諸井 虔委員長）は八月八日、国庫補助負担金の合理化などを内容とする意見書をまとめ、森首相に提出した。意見書では国庫補助金と国庫補助金の区分を明確にし、来年度予算編成から整理合理化を積極的に進めることなどを求めている。意見書の概要は次の通り。

地方分権推進委員会意見の概要

（平成十二年八月八日）

地方分権推進委員会は、監視活動の結果、現時点において特に政府にお願いしたい点について、地方分権推進法第十条第二項に基づき、内閣総理大臣に対し意見を述べるもの。

I 国庫補助負担金の整理合理化と当面の地方税源の充実確保策

1 国庫補助負担金の区分の明確化と整理合理化

○ 地方分権推進計画は、当委員会の第二次勧告を踏まえ、国庫補助金と国庫補助金の区分を明確にした上で、その区分に応じて、積極的に整理合理化を進めることとしたところ。

○ 今般政府は、国庫補助金の整理合理化の前提となる国庫補助金と国庫補助金の区分を取りまとめた。
○ 政府においてははこの国庫補助金

と国庫補助金の区分を適切な方法で明記するとともに、関係法令等の整理を速やかに行うべき。

○ また政府は、これらの区分に応じた整理合理化を平成十三年度予算編成から積極的に進め、制度的に検討すべきものを除いた国庫補助金を対象とした国庫補助金削減計画を策定し、一定期間、各年度の国庫補助金の削減率を定めることにより、国庫補助金の廃止・縮減を行うとともに、総件数についても縮減を図るべき。

2 維持管理費に係る国直轄事業負担金の見直し

○ 政府は、段階的縮減を含めた具体的見直しについて、積極的に取り組むべき。

3 国庫補助負担金の運用等についての改革措置

○ 各庁はそれぞれ国庫補助負担

金の運用等の実態を把握し、早急に具体的な改革措置を講じる仕組みづくり。

4 法人事業税への外形標準課税の導入

○ 外形標準課税の導入は、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平化、経済の活性化、経済構造改革にも資するものであることから、地方税の在り方として望ましい方向での改革であり、導入に当たった諸課題について具体的検討を進め、景気状況を踏まえつつ、早期の導入を図ることが必要。

○ なお、外形標準課税の導入は、地方税法を改正し、全ての都道府県において共通することが適当。その際、各都道府県が法律に定められた標準税率に一定の範囲で税率を上乗せできる仕組みとすることが適当。

II 法令における条例・規則への委任の在り方

○ 法令において、その具体的な内容等の一部を地方公共団体の規則等に委任しているものがあるが、機関連任事務制度廃止に伴い、規則等に委任することの合理性を改めて検討すべきことを、当委員会より政府に対して問題提起したところ。

○ 問題提起を踏まえ、政府は、個別の法令により権利義務規制を行うための基本的な規範の定立を地方公共団体の法規に委任する場合にも、規則等ではなく条例に委任することを原則とし、例外を限定的とするのを考え方をとりまとめた。

○ これらの基本的な考え方に基いて、政府は平成十三年の通常国会に所要の法律案を提出することを基本として改正作業に取り組みたい。

III 個別法に関する諸点

1 廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正

○ 廃棄物の問題への処理にあたっては、廃棄物処理行政における国、都道府県、市町村のそれぞれの責任分担の明確化を行うことが必要で、政府は早急に廃棄物処理行政における抜本的な制度改正を行うべき。

2 漁港法の改正

○ 漁港の整備計画制度のあり方について、国は漁港等の整備に係る基本方針と長期の目標を定め、個別の漁港整備計画については漁港管理者である地方公共団体が定めることとするの観点に立ち、今後適切な時期をみて制度を抜本的に見直すべき。

3 道路運送法の改正

○ 交通空白地帯において地方公共団体がバス事業を行う場合の許可制について、今後適切な時期をみて制度を抜本的に見直すべき。

カナル Now & News

郷土の歴史を学ぶ
「埋蔵文化センター」開館
岩手県 滝沢村

村は、郷土の歴史を肌で学んでもらおうと、村内で発見された土器・石器や北海道と東北以外で出土例がないという縄文時代の幼児の足型の土製品などを収蔵し、ほとんどの展示品を手にとり、観察できるようにするとともに、子どもの背に合わせ低く展示する工夫を凝らした埋蔵文化センターを開館した。

低所得者層の訪問介護に
町が七割負担
宮城県 蔵王町

町では、四月以降新たに訪問介護を受ける低所得者層が公平にならないよう、介護保険制度で要介護・要支援の認定を受け、新規に訪問介護を受ける所得税非課税世帯を対象に、本人負担額の七割を町が負担する「ホームヘルプサービス（訪問介護）利用者に対する軽減措置に関する条例」を施行した。

定住外国人の支援で
「交流定住担当」を新設
秋田県 羽後町
国際結婚をして町内に定住する外国人が急増している町では、言葉や生活習慣の違いに悩んでいる外国人を支援しようと、町民課に「交流定住担当」を新設するとともに、月二回実施していた外国人を対象にした相談日を週二回に増やし、トラブルや相談に対応している。

自治意識の育成にふるさと
創生基金を活用
群馬県 明和町

町は、地域のことは自分たちで行っていく自治意識を育てていくことをねらいに、今年度から二年間で、ふるさと創生一億円事業を機に設立した「明和町ふるさとづくり基金」から、町内の十六行政区に総額一億円を交付し、自由に地域の活性化活動に取り組んでもらう。

六町村での公共施設
相互利用制度を実施
山 梨 県
白根町、榑形町、甲西町、若草町、八田村、芦安村の中巨摩郡六町村は、行政サービス向上と施設の有効利用をねらいに、

地域内の温泉施設やスポーツ施設、ケア施設などの公共施設を、地域内住民が同一料金で利用できる公共施設相互利用を実施している。

スポーツセンター併設の
温泉施設が好評
新潟県 下田村

村では、第三セクター・株式会社下田郷開発が運営する日帰り温泉施設「八木ヶ鼻温泉・いい湯らてい」がオープンしたが、浴室・露天風呂から高さ約二百メートルの切り立った巨岩「八木ヶ鼻」が展望できるとともに、スポーツセンターも併設されていることから人気を呼んでいる。

ボランティア活動参加者
対象の補償制度導入
富山県 婦中町

町は、町道や町道に隣接する用水、町内会等で草刈りなど自主的な清掃活動等をした場合を対

象に、参加者のけがや死亡について補償していく制度を導入し、保険会社への年額保険料四十五万円を町が負担している。

住民の国際結婚が縁で
自治体間の友好提携
岐阜県 安八町
カナダ・アルバータ州のク

ローズネスト・パス出身の男性に嫁いだ元町民の女性の提案で中学生の短期派遣を行っている町は、文化、教育を通じた町民レベルの交流を一層推進していくため、クローズネスト・パス町と友好提携を結んだ。

バイオ技術で老木
シダレザクラの後継樹を植樹
奈良県 東吉野村

樹齢三百年以上といわれる村指定天然記念物のシダレザクラの衰えが目立ち始めたことから、県森林技術センターの協力を得て、一九九三年から試験管内で芽の組織を培養するバイオテクノロジーを駆使してシダレザクラの後継樹を育成していた村は、先頃一ノメートルに生育した後継樹を植樹した。

都市の子供達が農村体験の
できる施設等を整備
広島県 豊栄町

町は、都市部の子どもたちに農村の良さを知ってもらおうと、農村体験ができる自然資源等活用型交流促進施設を建設しており、今夏完成後は林間学校などに活用してもらおうとともに、地元の高齢者等との交流や地元住民の指導によるわら細工、竹細工体験などを実施していくことを計画している。

「地域づくり推進員」
制度を導入し勉強会
福岡県 志摩町

町は、町職員が所属課に係なく四人一組で出身地区を担当、町内六地域に向いて住民と一緒に地域づくりに取り組む地域づくり推進員制度を導入、推進員は通常業務をこなしながら、地域づくりの勉強会等を行っている。

町PRの名刺を作成し
住民にも協力依頼
長崎県 有家町

町は、住民を通じて県内外に町を宣伝してもらうため、特産品のそうめんや観光名所の鮎帰りの滝、俵石展望所、町民センターの四種類の写真入り名刺を二万枚作成し、町民に無料で配布した。

収入役を廃止し
助役二人制の導入
鹿児島県 宮之城町

町は、電算化に伴って出納事務量が減り、一方で地方分権一括法の施行により行政の活動分野が広がって町民の行政ニーズが高まることから、制度上権限が限られている収入役を廃止、総務担当と経済担当の助役二人制度を導入し町長の補佐機能を強化した。

「豊天然記念物クメジマボタル」
「ほたる館」完成
沖縄県 具志川村

ゲンジボタル、ヘイケボタルに次いで日本で三番目の水生種として県天然記念物に指定されているクメジマボタルを観光資源として活用していくため、村はクメジマボタルを飼育、展示していくホテルの里自然公園「ほたる館」を完成させた。

カナル Now & News

随 想

上海市・嘉定区の藤公園



岡山県町村会長
和気町長
藤本道生

随
想

西暦二千年の今年も、和気町藤公園の百種類、百五十本の藤の花は、白・ピンク・紫の色もあざやかに、長さを競い、芳香を放ち、雅を満喫させて、来園した十万人の人々を魅了しました。

この公園は、私の町・岡山県和気町で生れ育ち、奈良時代・平安時代初期、弓削道鏡事件の解決をはじめ、桓武天皇のブレーンとして平安遷都を断行、最澄・空海の外護者となって宗教改革を行い、弘文院を創設して教育をすすめるなど、その時代の政治家として大活躍した、和気清麻呂公の生誕千二百五十年を記念して作ったものであります。

ところでこの和気清麻呂公顕彰事業としてもう一つ平成元年に始まったのが、中学生の「平成の遣唐使」でありました。この事業を進めるために、私は一九八七年中

国に渡り、上海市嘉定県との交流を始めました。

嘉定県の女性の副県長周麗玲さんと、外事弁公室の主任陳福明さんは、我々の計画を理解し、熱心に交流を進めてくれました。

第一回の「平成の遣唐使」が海を渡ったのは、中学生男・女五名ずつ十名で、希望者が多いので抽選で決めました。中学生たちは、初めての海外交流の経験に大きな感動をおぼえて帰国し、計画は大成功でありました。

その後人数をふやし、今では十六名を毎年派遣しております。嘉定県の方からも、毎年、嘉定県人民政府の幹部が約一週間の日程で来たり、農業研習生や外事弁公室の職員も一年間の勉強に来ています。和気町からも、議員さん、町職員をはじめ、各種団体の皆さんが、毎年交流に行っています。

一九九六年には姉妹都市縁組が成立しました。

今では、和気町の人々と嘉定区(人口五十万人、県から区へ昇格する)の人々は、よき友人として、本心に親密な付き合いをしている人が多く、お互いの行き来も、だんだんと密になっています。

一九九六年、交流十周年の記念事業として、私は、上海嘉定区に、藤公園を作ること提案しました。アメリカのワシントンのポトマック河畔の桜が、日米親善のシンボルとなつて一大観光地になっているように、上海の藤の花が、日中友好のシンボルとなるように、日本の藤を中国で育てることを提案したのです。

嘉定区の周副区長は、人民政府で意見をまとめ、実行することができました。すぐに公園の用地はきまり、日本庭園様式の池を掘り、廻遊式の巾十米、長さ四百米の立派な藤棚ができあがりました。

私は、和気町の藤公園の中で、特に長くて、美しいものを選んで、野生の藤に接木をし、三十種類百二十本の苗を作り、一九九八年三月、嘉定区の藤公園に植えました。嘉定区では、管理の職員を常時三人配置しました。

一年たった昨年二月、嘉定区藤公園へ行ってみてびっくりしました。上手な管理で、思ったより大きく育っているのです。又、公園は、もみじや桜、その他の木々が

植え込まれ、すっかり日本庭園を思わす風情となつていて、新婚の記念写真を写すカップルの姿もありました。

二年目にはずい分、枝が伸びて、幹も太くなりました。三年目の今年二月に管理の指導に行ってみると、かなりの花芽がついておりましたので、周副区長に、「今年の四月下旬に藤公園の開園式をやりたい」と提案しました。まだまだ充分な花はつけないかも知れないが、彼女が今年の十月に、定年を迎えることを聞いたので、現職である今年に開園式をやつてあげたいと思つたからです。彼女の思いも同じだったようで、早速準備に取りかかることになりました。

四月二十五日、和気町からは、日本舞踊の同好会のメンバーが二十人程参加して、中国の子供達や、伝統の中国舞踊と共演することになりました。開園式の当日は、天気もよく、上海市の幹部を迎え、大勢の人出でにぎやかでした。長い花房・白やピンク・紫の、今まで見たことのない日本の藤の美しい花を見ている中国の人々の笑顔の中に、日中友好の本当の姿を見たような気がしました。

私は今、この上海嘉定の藤が、ワシントンのポトマック河畔の桜と同じように、中国・上海の、いや世界の名所として、育つてくれることを夢みているのです。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十年度国保医療マップ発表

厚生省

厚生省は八月十日、国民健康保険の医療費を自治体別に比較した「平成十年度国民健康保険医療費マップ」を発表した。

都道府県別の被保険者一人当たりの医療費は、全国平均三万五千四百円で、最高は山口県(四万七千八百円)、次いで、北海道(四万七千二百円)、高知県(四万六千六百円)の順で、最低は千葉県・沖縄県(二万六千七百円)、埼玉県(二万五千五百円)の順となっており、近年、縮小傾向にあるものの、最高と最低の間には約一・八倍の地域差がある。

市町村別では、最高が高知県本川村(七万八千八百円)、次いで、北海道神恵内村(六万九千五百円)、長崎県高島町(六万八千五百円)の順で、最低は東京都小笠原村(十五万四千円)、千葉県海上町(十八万二千円)、福島県檜枝岐村(一九万二千円)の順となっており、約五・一倍の地域差がある。

また、住民の年齢構成による影響を考慮して補正した「地域差指数(平均=1)を都道府県別で見ると、最高で北海道(一・二七一)、次いで、福岡県(一・二三八)、徳島県(一・二二二)の順で、最低は千葉県(〇・八二八)、長野県(〇・八三八)、山形県・茨城県・静岡県(〇・八六八)の順となっており、同様に縮小傾向にあるものの、最高と最低の間には約一・五倍の地域差がある。

平成十一年度 地方税収決算の状況

自治省は、平成十一年度の地方税収決算見込みを取りまとめた。

これによると、道府県税と市町村税を併せた地方税全体の税収は三兆五、五八九億円となっており、三年連続で地財計画を下回る結果となったが、不足額については、前年度の三兆五六一億円から七、三六八億円と大幅に縮小されている。

都道府県税については、地財計画額一四兆八、一九五億円に対し、決算見込額一四兆三、八三二億円と四、三六三億円の減となっている。これは法人税関係が住民税で四五〇億円、事業税で二、八六〇億円の減となったことに加え、個人住民税、不動産取得税、軽油引取税の減額が主な原因となっている。

また、市町村税については、地財計画額二〇兆四、七六一億円に対し、決算見込額二〇兆一、七五七億円と三、〇〇五億円の減となっている。これは、市町村民税関係が個人住民税で七三五億円、法人住民税で一、五〇七億円の減となったことに加え、固定資産税も八三六億円の減となったことが主な原因。

なお、増額になったものについては、地方消費税が二億四、七九三億円と地財計画額を一六七億円上回ったほか、たばこ税についても道府県分、市町村分ともわずかながら増額となっている。

平成十一年産野菜の作付面積等を公表

農林水産省は、平成十一年産野菜の作付面積、収穫量及び出荷量を公表した。

これによると、作付面積は、五五万三千百畝(対前年産比六千九百畝・一%減)、収穫量は、千五百八十二万四千ト(同比十一万二千ト・一%増)、出荷量は、千二百八十万ト(同比十二万七千ト・一%増)となっている。

作付面積では、かぼちゃが北海道で加工用契約栽培や転作作物として増加したこと等により、前年産に比べて四%増加したのに対し、だいこん、さといも等が、生産者の労働力不足や市場価格の低迷等により、前年産に比べて一・六%減少している。

また、収穫量では、たまねぎが大産地の北海道において五月中旬以降の高温・少雨及び七月下旬以降八月上旬にかけての継続的な大雨とその後の高温の影響により肥大不良となったことから、前年産に比べて一%減少したものの、はくさい、ブロッコリー等その他の品目がおおむね天候に恵まれ生育が順調であったことから、長雨等の影響を受けた前年産に比べて全体的に増加している。

出荷量は、収穫量の増加に伴い多くの品目で増加している中、パレイショが、北海道の十勝地域における七月上・中旬の日照不足等により、前年産に比べ五万八千ト(二%)減少している。